

相互的寛容、あるいは《他者の立場》

—ピエール・ベール論覚書— (1)

The Mutual Toleration, or “the Other’s Place” : A Note on Pierre Bayle

福島 清紀

FUKUSHIMA Kiyonori

はじめに——考察への視点

1690年4月、のちに物議を醸すことになる小冊子が出版された。題して『フランスへの近き帰国につき、亡命者に与うる重大なる忠告』(*L'Avis important aux réfugiés sur leur prochain retour en France*)。この表題には、「1690年のお年玉として一亡命者に呈す」という文言が添えられ、著者名は「C.L.A.A.P.D.P氏」、版元は「アムステルダム、ジャック・ル・サンスール書店」と記されている^①。

この作品は、見たところ一人のカトリック教徒によって書かれたものだが、これはピエール・ベール (Pierre Bayle, 1647-1706) による偽装であった。1685年のナント勅令廃止によりフランスを追われ、いつの日か故国に帰還したいと望むプロテスタントたちに向かって、多数派の宗教の名において語る問題提起の書である。ユグノー (フランスのカルヴァン派信徒) たちは、自分たちのために要求する良心の自由 (信教の自由) と礼拝の自由を相手側に認める気があるのか? ユグノーたちの政治的選択は、彼らが主張している宗教的寛容の原理との一貫性を備えているのか? 宗教戦争の時代にプロテスタントが優勢であった地域では、カトリック教徒は、自己の礼拝の自由な実行に対する抑圧とまではいかないとしても、まぎれもなく制限を経験した。さらに確かなことに、多くのユグノーはイギリスの名誉革命を支持しているが、この革命は、ジェームズ2世が基礎を築いた宗教的自由の体制を廃止し、この国で16世紀以来すべての非国教徒を苦しめてきたオストラシズム (陶片追放) を復活させたばかりである、云々。

このような筆致で書かれた文章は、ベールの宗教的同志たちにとって読むのが辛いパラドクサルな作品であり、明晰さと意識の正常さを要する集団的な内省の実行を促すものであった。これは多くの同志にいわば匕首を突きつけるような内容の文書であったがゆえに、彼らに衝撃を与え、ベールが属している亡命者信徒団の内部で彼が敵と見なしていた連中に、格好の武器を提供したのである^②。

この『忠告』の原稿を最終的に仕上げたのはベールであったと考えられるが、最初の着想は、オランダに亡命していた別の「ユグノー」、ダニエル・ド・ラロック (Daniel de Larroque, 1660-1731) によるものであった。ヴィトレに生まれたド・ラロックは、ベールの友人であったルーアンの牧師マテュウ・ド・ラロックの息子であり、ベールを知ったのは1674年、ルーアン

でのことである。ベールがこの牧師を頻りに訪ねていたことが、二人の出会いのきっかけであった。ド・ラロックは1687年、ロッテルダムに居を定め、当地でベールと親交を深めた。1687年にベールが病に伏したとき、3月から8月まで『文芸共和国通信』(*Nouvelles de la république des lettres* : ベールが1684年に発刊)の出版を代行した。そして1689年秋、オランダを離れてハノーファーのイギリス大使の秘書官として着任する前に、この作品の最初の草稿を構成する原稿を秘密厳守の約束でベールに託し(その後フランスに戻りプロテスタンティズムを誓絶する)、このテキストを校訂して出版する責務を負ったベールは、加筆修正に着手した⁽³⁾。

原稿の執筆に両者がそれぞれの程度関わったかについては推測するしかないが、作品の核心については、まったくベールに帰せられることは疑いない。ラブルースの指摘によれば、「この作品で主張されている思想は、まさしくベールが彼の同宗者の注意を引きたいと願っていた思想であることは確実である」⁽⁴⁾。

『忠告』を特徴づけているのは、「他者の立場」に身を置いて自己の立場への固着を批判し、問題考察のための新たな視座を切り拓こうとする発想であるが、こうした発想自体は、すでにライプニッツ(Gottfried Wilhelm Leibniz, 1646-1716)に見られる。ライプニッツは、外交官として当代ヨーロッパの国際政局の場で活動した自己の経験をもまじえて、ある断片で次のように言う。

「他者の立場 (*la place d'autrui*) は、政治においても道德においても真の観点である。そして、他者の立場に身を置くというイエス・キリストの教えは、隣人への義務を知るために我らの主が語る目的、即ち道德に役立つだけでなく、隣人が我々に対してもちうる観点を知るために政治にも役立つ。そうした観点に近づくには、隣人の立場に身を置くか、敵である君主あるいは疑わしい君主の国家の顧問や大臣のふりをするのが最も良い。そうすれば、隣人が企てる可能性のあること、その隣人に助言できることに思い至る。このような虚構 (*cette fiction*) は我々の思考を刺激するし、他の場所で仕組まれたことを私が正確に見抜くことに一度ならず役立つ。(中略) かくして言えるのは、道德においても政治においても、他者の立場は、それなくしては我々に思い浮かばないであろう考案を見つけさせてくれるのに適した立場であり、我々が他者の立場にあれば不正だと思うであろうことはすべて、不正の恐れがあるように見えるにちがいないということである。」⁽⁵⁾ (傍点部分は原文がイタリック)

自己の立場から「他者の立場」への転位は、ライプニッツ自身がいみじくも言うように「虚構」ではあるが、自己が為すこととその帰結を深く内省するのに適した考察をもたらさしめるであろう。そういう視点で実際に著作を書き、同志ともいうべき亡命プロテスタントの集団に鋭く内省を迫ったのがベールなのである。

小稿の課題は、この『忠告』を貫く、《他者性》の承認あるいは「他者の立場」の尊重による自己相対化を前提とする相互主義的な論理、言い換えれば、相互的《寛容》の精神に注目し、17世紀末の西ヨーロッパで苦闘を強いられた亡命プロテスタントの思想的営為の一端を明らかにすることである⁽⁶⁾。

1. 「寛容」概念の意味変容

日本語で「寛容」と訳される *toleration* (*tolerantia, tolérance, Toleranz, etc*) は、その源に

遡れば、西欧の歴史を通じて形成され変容を受けてきた概念であり、時代的な刻印を色濃く帯びていて一義的ではない。

フランス語の *tolérance* (トレランス) を例にとれば、この言葉の歴史はそれだけでトレランスという概念の多義性を示している。専らラテン語を用いていた作家たちにおいては、トレランスは試練における粘り強さや、諸々の不都合、逆境あるいは自然的な諸要素に耐える力を意味した。「耐える・我慢する」という意味の語根 *tollo* は、人が自分に対してなす努力を指す。医学的な語彙はこの意味で用いられ、有機体のトレランスは、病的な兆候なしに薬や一定の化学的・物理的作用体の働きに耐える能力のことである。この用法から、個人もしくは集団が変容を被ることなく変化要因の作用に耐える能力を形容する、トレランスの閾値という社会学的概念が派生する。トレランスはまず第一に人が諸事物に対して維持する関係に関わっており⁽⁷⁾、それが他者との関係の形態を示すのは意味の転位によるが、やがてトレランスが固有の意味を獲得するものこの方向においてである⁽⁸⁾。トレランスが、自他の間にみられる思考様式の差異の認識に立って、《他者》の立場を容認する態勢を意味するようになるのは 17 世紀末のことであった⁽⁹⁾。

しばしば「信教の自由」とも訳されるフランス語の *tolérance* は、当初、世俗社会でキリスト教の諸宗派あるいはキリスト教以外の諸宗教を信奉する自由だけでなく、教会内における少数意見の許容をも含意していたのであり、しかも、是認できない事柄を大目に見るといふ、むしろ消極的な意味で使われていた⁽¹⁰⁾。しかし、「ユグノー戦争」(1562-98)、「オランダ独立戦争」(1568-1609)、「三十年戦争」(1618-48)などのいわゆる宗教戦争が一応の終結を見た後も、キリスト教の新旧両教徒の対立は消滅するどころか、ヨーロッパ各地の君主・貴族らの世俗的な利害関心をはじめとする政治的要因が深く絡み合い、極めて複雑な様相を呈する状況のなかで、「寛容」の概念は、《他者性》の容認に関わる問題として次第に積極的な意味を担うようになる。そうした意味変化をもたらした人物の一人が、フランス人亡命プロテスタント、ピエール・ベールであった。

ベールは、もはやトレランスに「人を見下すような軽蔑的な意味——比較的小さな悪、休戦、取り除けない物事に対する暫定的承認という意味」を与えなかった。「ベールが強く勧めるトレランスは、個々人の良心に基づくがゆえに、したがってまた精神的多様性に対する誠実な尊重に基づくがゆえに、積極的な意味を帯びている」⁽¹¹⁾。

このような西欧の新たな「寛容」概念は、国家あるいは世俗社会の中で複数の宗教の共存はいかにして可能か、という問題を解決すべく案出され、信仰の《強制》を生み出す世俗権力の統治原理との緊張関係の場面で形成された。この概念は、「ずっと昔から観念の天空に存在しているのではなく、近代的思考が、諸宗教の共存が世俗の平和の根本条件の一つであるように見える政治権力の概念を構築するに至る、ゆるやかなプロセスの所産」であり、宗教的寛容が積極的な価値をもつに至る歴史は、「支配／服従という対概念の再生産を多様なやり方で保障することをめざす統治形態の歴史」と相即的であった⁽¹²⁾。このことをベールの思想は示している。

1685 年 10 月、フランスでは、ルイ 14 世が「ナント勅令」(1598 年)を破棄し、改革派教会の勢力を弾圧し駆逐する政策の法的な仕上げを行う。これは 1682 年以降先鋭化する「ガリカニスムの要求」と「表裏一体をなすもの」であった⁽¹³⁾。フランス国王による教皇のアヴィニョン捕囚が如実に物語っているように、ガリカニスム (*gallicanisme*) は、教皇が教会の最高の権威で

あり首長であることは認めるが、世俗的な事柄に関する教皇の容喙を排除し、ガリカン教会の自由を主張する。つまり、ガリカニズムは「法王権に対する王権の自立性の主張、王権の支配下に置かれたガリカン教会（フランス教会）の普遍教会に対する相対的独立の要求」⁽¹⁴⁾の二点に要約される。このガリカニズムと、「[国王の宗教]のもとにおける国家的宗教統一への志向は、宗教的次元に現われた絶対主義的統治原理の二つの表現形態にすぎない」⁽¹⁵⁾。ベールが信仰の《強制》との思想的対決を余儀なくされていた状況の核心部分には、このような統治原理があった。

ところで、「ナント勅令」は、正式には「和平勅令 (L'Édit de Pacification)」と呼ばれる。この勅令は、フランスのプロテスタントに信仰の自由を認めたものであると説明されることがあるが、「国王とカトリック教会がプロテスタントたちに与えた東の間の休戦協定であったときえいわれる」⁽¹⁶⁾のであり、したがって過大評価は避けなければならない。プロテスタントたちには寺院、安全地帯、政治集会の場、結婚地域などが与えられたが、このことは裏返して言えば、指定された地帯・地域以外では活動が認められていなかったり安全が保障されていなかったことを意味する。したがって「ナント勅令」は、「プロテスタント信徒を一定の領域に閉じこめるための措置」⁽¹⁷⁾であり、「ナントの和平は、敵対する二つの宗派の間に単なる妥協案を定め、単なる平和的共存を作り出すにすぎない」⁽¹⁸⁾。しかもこの勅令は、宗教戦争が始まって以来、王国平定の最初の試みではなかった。1562年に宗教戦争が勃発してから1598年までの間に、勅令が6回発せられたが、いずれも対立する党派を永続的に武装解除する力のない休戦にすぎなかった。98年の勅令もまた「東の間の休戦協定」にとどまる。

しかしそれでも、この勅令が君主の宗教とは別の宗教を奉じる人々に一定範囲の信仰活動を認めたことは否定できない。別の宗教を受け入れることは、王の権力がいつの日か一部の臣民達の異議申し立てに直面する危険を冒すに等しかった。「単一の信仰、単一の法、単一の国王 (une foi, une loi, un roi)」という原則が依然優勢を占めていた16世紀のヨーロッパにおいて、フランスのケースは特異である。「こうした「例外」は、(1629年から軍隊に関する条項が再び問題になることを除けば) アンリ4世の孫息子ルイ14世による「撤回」まで87年間続く。」⁽¹⁹⁾

尤も、1685年の「撤回」以前からすでに「ナントの勅令」は空文化され、1677年頃から国王の「龍騎兵 (les dragonnades)」⁽²⁰⁾によるプロテスタント迫害は行われていたのであって、「フォンテーヌブローの勅令」はそういう動きを追認したものにすぎなかったとも言える⁽²¹⁾。しかしながら、この勅令が牧師の追放、プロテスタントの亡命禁止、教会の破壊等々の措置によって迫害を強化し、信仰の「強制」を公然と開始するものであったことは確かである。

ベールにとって信仰の領域における「強制」は「忌むべき非効果的な手段」であるが、『「強いて入らしめよ」というイエス・キリストの言葉に関する哲学的註解』(Commentaire philosophique sur ces paroles de Jésus Christ, “Contrains-les d’entrer”, 1686)の著者の論証の精髓は、寛容のための議論において迫害を正当化すると見なされる「迷える良心 (la conscience errante)」というテーマを反転させることにあった。ベールは、「強いて入らしめよ」というくだりを字義通りに解釈して信仰を強制することがいかに誤謬に満ちているかを、様々な角度から論証し、「迷える良心の権利」を主張する。「迷える良心は気まぐれや悪意からではなく無知から生じるがゆえに寛大さと同情に値する」にとどまらず、「迷える良心がその確信において発揮しうる粘り強さそのもの」——これを迫害者たちは「頑固さ (opiniâtreté)」と呼ぶが——は「人間の最も高い美德

即ち自由の表現」でもある。「ある思考もしくは行動の価値を示すもの」はまさしく「良心の教え」であり、「誤った良心は正しい良心と同じ権利をもつ」。したがって、「寛容」は「あらゆる意見や信念に拡大されうる」。「改宗勧誘員」は頑固者と見なされた人々を「真の信仰」なるものに導こうとするが、「改宗勧誘員は暗に人間の良心の開票立会人を自称している」がゆえに、「神の法に対して罪を犯している」のである。かくして、迫害を自己正当化する「改宗勧誘員」の欺瞞性が白日の下に曝される⁽²²⁾。

『哲学的註解』から『忠告』に至るまでには、ジュリユーとの間で執拗に批判・反批判が繰り返された。ジュリユーが1687年3月に刊行した『二つの主権者の権利について』(*Des droits des deux souverains en matière de religion*)は、『哲学的註解』の最初の二部に対する反論であり、これに対してベールは、1688年に『強いて入らしめよ』というイエス・キリストの言葉に関する哲学的註解・補遺』(*Supplément du commentaire philosophique sur ces paroles de Jésus-Christ, "Contrains-les d'entrer"*)、1689年初頭に『亡命者の手紙に対する新改宗者の返事』(*Réponse d'un nouveau converti à la lettre d'un réfugié*)を書き、さらにジュリユーが1689年4月から『牧会書簡』(*Lettres pastorales adressées aux fidèles de France*)で『返事』への応答を展開するといった具合である。ここでその詳細に触れる準備はないが、『忠告』にもこの二人の思想的対立が刻印されていることは確かである。

2. 「二つの病」——「諷刺の精神」と「共和主義的精神」

さて、『忠告』は次のような痛烈な皮肉で始まる。「ご覧なさい、1689年という期限は切れましたが、記憶に値することは何も起こりませんでした。この年は、ローマ教会全般にとって、フランスにとってはなおさら破局をもたらすであろうと、(中略)あなたがたは途方もない期待を抱いておいででした。」このような言葉が綴られた背景には、ベールを論敵としていた同じ亡命プロテスタントのピエール・ジュリユー(Pierre Jurieu, 1637-1713)による解放予言があった。

ロッテルダムの牧師にして熱烈なるカルヴァン主義者ジュリユーは、1686年4月から半月毎に刊行した『牧会書簡』の第1年度第7書簡(1686年12月1日付)で、ベアルン(「龍騎兵」の最初の派遣地)やセヴェンヌで『詩篇』を歌う声がどこからともなく聞こえてきた事例を幾つも紹介したのち、一つの確信を信徒たちに語っていた、「あなたがたの解放は近い」と⁽²³⁾。これは同年3月末に世に出てセンセーションを巻き起こしたジュリユーの『予言の成就』(*L'Accomplissement des prophéties*)の黙示録的メッセージを人々に思い出させた。聖書の予言の解釈によれば、神はナント勅令廃止の3年半後に必ずやフランスの教会を解放できるであろう。王権によって宗教改革がうちたてられ、フランスは教皇第一主義を棄てて、王国全体が改宗するであろう。教皇第一主義は反キリストの帝国であり、その帝国の滅亡は時ならずして始まるであろう⁽²⁴⁾。千年王国説的靈感が生み出したこのような期待は、教会会議によって批判されたにもかかわらず、迫害された人々や亡命者たちの間に急速に広まり、他の牧師たちの書簡にもその反響が見られた⁽²⁵⁾。

けれども、ナント勅令廃止後の数年間は過ぎ去り、ジュリユーの黙示録的な期待は裏切られた。彼の願いは部分的には実現したが、それはフランスの国外においてである。カトリックの王ジェ

ームズ2世を廃位しオランジェ公ヴィレムを迎え入れた、1688-1689年のイギリスの「名誉革命」をジュリユーは賞賛する。ヴィレムの組織した同盟とフランスとの戦争が不可避となりつつある状況の中で、当の牧師は、帰国の可能性を視野に入れながらも、すべての亡命者にフランスと戦うよう呼びかけた。しかしながら、ジュリユーのような並外れた指導者はあまり必要とされなくなり、彼が長きにわたって主導権を握ったことに対する周囲からの反撥も手伝って、次第に孤立を深めたのである⁽²⁶⁾。

『忠告』の著者は、冒頭で予言の成就が叶わなかったことを皮肉ったのち、言葉を続ける。「このようなことを申すのは、あなたがたを侮辱するためではありません。とんでもないことです。(中略) フランスがあれば多くの君子や有能な人材を失って、そういう人たちが異国に避難所を探し求めたことを、私が返す返すも残念に思っていることをあなたはご存知でしょう。ですから、1689年という年があなたがたの予言どおりにならなかったのを私が喜ぶのも、あなたがたがそれによって蒙る損害のゆえにではなく、数の迷信や大衆の軽信が明白な経験によって裏切られるのを、理性と良識のために喜ばねばならないからです。明白な経験とは、あなたがたが期待していた出来事が起こったら迷信や軽信は強まったでしょうが、それに劣らず迷信や軽信を弱めることができる、そういう経験のことです。」⁽²⁷⁾ 著者はこのように述べた上で、フランス王は内心、改革派の再興に好意的な意向をもっているとのうわさがあることを祝う。そして、皆がそれを喜ぶわけではなく、無知な人やえせ学者がいて、彼らは篤信王の王国の改革派に対する「寛容 (la tolérance)」を非難するであろうが、王国の三身分(僧族・貴族・平民)のうちで最も道理をわきまえた人たちは、皆総じて、改革派に然るべき自由を認めることに同意するだろうと請け合っている。これにさらに付け加えて、著者は、語りかけている相手である友人とそのすべての仲間の亡命プロテスタントたちに、「亡命地で吸い込んで、危険きわまる実に忌むべき二つの病に感染させた悪しき空気から心身を浄化するため、フランスに足を踏み入れる前に一種の検疫を施す」よう注意を促す⁽²⁸⁾。

ここに言う「二つの病」とは、「諷刺の精神 (l'esprit de Satyre)」と、「この世に無政府状態を、世俗社会にこの上なく深刻な禍を導き入れることになるある種の共和主義的精神 (un certain esprit Républicain)」であった⁽²⁹⁾。『忠告』の著者はこの二点——言い換えれば「諷刺文書 (Ecrits Satyriques)」と「反乱文書 (Ecrits Séditieux)」——について「あえて友人として」語っている。

このように「諷刺の精神」と「共和主義的精神」を俎上にのせるベールの視点は、『忠告』で突如として現われたというわけではない。『忠告』の冒頭部分と同じ趣旨の記述が、『忠告』の前年に出版された『亡命者の手紙に対する新改宗者の返事』の末尾に看取される。ベールは、あるフランス人の視点と声を取り入れて、特にジュリユーの一種の社会契約説的な政治理論を次のように批判していた。

「国家ははじめにうちたてられるのと同じ手段で維持される、という政治家たちの指摘もあるから、われわれがヨーロッパで足場を築いた時の主たる武器だった反乱と諷刺の精神は念いりに育て上げねばならない——そんなふうにあなたがたは考えておられるのかもわかりません。しかし請け合いますが、それは得より損のほうが多いのです。神がその教会に与えられる特別の保護を別にすれば、一方では正統の主権者に反乱を起こし、他方では考えられるかぎりの恥ずべき中傷で地上を充たすという、あなたがたの不治の持病ほど、統一の中心に、母の胸の内に固く留ま

る気をカトリック教徒に起こさせるものはないのですから。前世紀にフランスでおおいに発揮なされたこの良からぬ精神が、どれだけ多くのカトリック教徒を正道に留めたとお思いですか。」⁽³⁰⁾

ジュリユーは『牧会書簡』第3年度第17書簡(1689年5月1日付)で「契約(un pacte)」という術語を用いて政治理論(抵抗権理論)を開陳した。それによれば、「主権」はその起源を「人民」にもっており、「人民」が「主権者」に「主権と権力」を与える。そして、「君主」と「人民」との間には「相互的かつ必然的な契約(un pacte mutual et nécessaire)」があり、いかなる「契約」においても一方の違反によって他方は義務を免じられる⁽³¹⁾。言い換えれば、違反が生じた場合、人民がその君主に対して自分たちの正当性を主張すべく武力に訴えることができるということである。このような理論は、ある意味でグロティウスに発する《自然法学派》の系譜に属しており、「相互制裁への社会契約の理論がユグノーの思想においてもフランス語圏の文化においても時代を画するものであることは確かである」が、「主権者」たる人民と統治する「主権者」との区別を導入することを忘れていた点で、用語法の曖昧さがつきまとう⁽³²⁾。1689年、イギリスにおけるプロテスタントの勝利の結果、ジュリユーは人民主権を主張するが、彼は一貫してその立場のみを堅持したわけではなかった。ジュリユーは、主義としては必ずしも君主の権力の敵でもなければフランス王の敵でもない⁽³³⁾。政治的権威という大きな問題に手をつけながらも、彼はそれに逆らう。「主権者の権利について推論しても無駄である。これはわれわれが足を踏み入れたくない問題である。神の権利、人民の権利、そして王の権利、これらが切り離せないことを知りさえすればよい。そのことは良識が証明している。」⁽³⁴⁾ここには君主制原理と真っ向から衝突しようとする熱意の欠如さえ垣間見える。このような傾向がジュリユーの人民主権論の背後には潜んでいた。

いずれにしてもベールがひどく恐れたのは、ジュリユーの行き過ぎがフランスの体制に対して亡命者たちの評判を落とし、実現するかもしれない彼らの帰国に不利益を与えるのではないかと、ということである。『忠告』は、フランスでは「共和主義的精神」がいかに悪意ある目で見られているかを亡命者たちに思い出させる試みであった⁽³⁵⁾。

ナント勅令の撤回によって出国を余儀なくされた亡命者たちが、理不尽な排除の論理によって苦闘を強いられたことは疑うべくもない。しかし彼らが故国に帰還したいとの願いを少しでも抱いているのであれば、何をすべきか、あるいは何をすべきでないか。現実的にはどのような問題を考え抜かなければならないのか。ベールはあえて「他者」の視点に託してその問いを亡命プロテスタントたちに発したのである。

さて、『忠告』は、「諷刺的精神」と「共和主義的精神」という「二つの病」のうち、後者の治療の方がはるかに重要であると述べており⁽³⁶⁾、実際、費やされている頁数についても、後者に関する記述の占める割合が圧倒的に大きい。とはいえ、前者も「病」と見なされていることに変わりはない。

迫害を受けた者が、その苦しみを、諷刺文書によって激越な筆致で直叙的に語ることがいかにキリスト教の精神から程遠いかを、『忠告』は次のように指摘する。

「外国では、罰せられもせず、自分の気に入ったありとあらゆることをたやすく印刷させることができるため、あなたがたの間にはおびただしい数の作者が生まれ、いかなる宗派も、かのジャンルではあなたがたと多産性の第一位を争わないほどです。それらの作者は、能力においては

実にさまざまですが、逆上した書き方をする点で軌を一にし、強烈な復讐欲を示しており、真のキリスト教徒が、幸いにも真理を求めて苦悩し自分の悲嘆を正しく用いたときにそのペンから語られるあの福音主義的精神、謙虚さ、穏やかさ、敬虔というものの色合いが、件の諸作品には少しも感じられないのです。」⁽³⁷⁾

『忠告』の著者は、この「病」を治す薬はあるのだと述べて、パウロの「わたしたちは自分をわきまえていれば、裁かれはしません」(「コリントの信徒への手紙一」11-31)という言葉に立ち戻ればよいと助言する⁽³⁸⁾。また、同じくパウロの「コリントの信徒への手紙一」4-12,13から、「侮辱されては祝福し、迫害されては耐え忍び、ののしられては優しい言葉を返しています」⁽³⁹⁾という一文も引用し、「初期キリスト教徒の我慢強さを亡命者に思い起こさせ」⁽⁴⁰⁾ようとした。

そして『忠告』は、イギリスの名誉革命の進行に伴って不寛容な処遇を甘受せざるをえなかったカトリック教徒の存在をも念頭に置きつつ、「節度」の必要性を力説する。

「われわれの偉大なる節度を賞賛していただきたい。人々は、望みうる最もうるわしい口実をわれらの文筆家たちに与えています。われわれは挑発されましたし、おびたしい数の諷刺によって、日々、挑発されています。しかしそれでも、われわれもイギリスからの亡命者たちも、中傷文を作成するためにペンを執るようなことはしていません。(中略)あなたや他の亡命者たちから諷刺の公的な撤回を引き出すために必要だと考えなかったなら、私はこれほど長々と述べなかつたでしょう。というのも、不平を述べることについてはあなたがたよりも理由をもっているカトリック教徒、中傷文に対するに中傷文を以ってするための道具立てを利用するにうってつけのカトリック教徒が、心安らかな状態にあることをお分かりになるならば、あなたがたはご自分たちのペンが同じ節制の才をもっていなかったことを恥じてほしいからです。」⁽⁴¹⁾

人間が、その宗教的信条ゆえに支配的勢力から迫害を受けたとき、理不尽極まりない扱いに対して心底から怒りを感じ、言論の世界に生きている者であればその心情を直接的に綴ることに傾いたとしても不思議ではない。むしろそれはある意味で自然な反応であろう。

しかし、直情径行な表現は、いわば諸刃の剣である。多くの同調者が得られるかもしれないが、逆に同じくらい多くの、あるいはそれ以上に多くの反発を招くかもしれないからだ。そして、どんな主張でも、それが先鋭化すればするほど、問題の所在を一定の角度から鋭く照らし出すことになりうる反面、広汎な支持を失って自閉的な状態に陥りがちであり、しかも厄介なことに、当事者はしばしばそうした陥穽に気づかない。

それならば、故国への帰還の日がいつ訪れるかも分からぬ状況に置かれた亡命者たちにとって、帰国という目的を実現するためにはどのような方策がありえたのだろうか。少なくともベールは、亡命者たちが渴望する故国への帰還は、ナント勅令が部分的にせよ復活することによって条件づけられており、亡命者たちが節度を保って慎重に振る舞い、国王の好意をこれ以上失わぬように気をつけるかぎりではしか実現可能性をもたないと考えていた。もし亡命者たちが、ヴェルサイユの眼に、人民の権利に関する「共和主義的」理論に感染した反逆者と見えてしまうならば、宗教の面だけでなく政治の面でも異端視されて、フランスの国境は永久に閉ざされることになる。だからこそ『忠告』は、オランダではびこっていた諷刺文・中傷文を非とし⁽⁴²⁾、亡命者たちが品行を改めてそういう文書を公的に撤回することを切望する。そうした撤回がなければ、「黙セル者ハ同意セリト考ヘラル」という古い格言もあるように、亡命者集団全体が誹毀文書の野放図な横

行を是認し、その罪を負うことになるからである⁽⁴³⁾。

第一の「病」である「諷刺の精神」について、『忠告』は大要、以上のように述べている。
(続く)

注

- (1) この文書の表題の訳し方については、法政大学出版局刊、ピエール・ベール著作集第2巻『寛容論集』(野沢協訳、1979年)の729頁に従った。『忠告』が書かれた背景とそれが誘発した状況については、同訳書の728-729頁及び796-800頁、同著作集第1巻『彗星雑考』(野沢協訳、1978年)の596頁及び631-632頁参照。
- (2) Cf. *Les fondements philosophiques de la tolérance en France et en Angleterre au XVIII^e siècle*, sous la dir. de Yves Charles Zarka, Franck Lessay, John Rogers, Tome II, PUF, Paris, 2002, p.333-335.
- (3) Cf. Elisabeth Labrousse, *Pierre Bayle I, Du Pays de Foix à la cité d'Erasmus*, La Haye, 1963, p.218-221; Eric R. Briggs, Bayle ou Larroque? De qui est l'Avis important aux réfugiés de 1690 et de 1692?, in *De l'Humanisme aux Lumières, Bayle et le protestantisme, Mélanges en l'honneur d'Elisabeth Labrousse*, Voltaire Foundation, Oxford, 1996, p.509-510.
- (4) Labrousse, op.cit., p.221.
- (5) G.W.Leibniz, *Textes inédits d'après les manuscrits de la Bibliothèque provinciale de Hanovre*, publiés et annotés par Gaston Grua, PUF, Paris, 1948, II, p.699-701.
- (6) この点については、*Les fondements philosophiques de la tolérance en France et en Angleterre au XVIII^e siècle*, sous la dir. de Yves Charles Zarka, Franck Lessay, John Rogers, Tome I Études, PUF, Paris, 2002 (Tome I ~ IIIの3巻から成る)の冒頭に Présentation générale として収められた Y.C.Zarka の La tolérance ou comment coexister: anciens et nouveaux enjeux に負うところ大である(富山国際大学『国際教養学部紀要』第4巻[2008年3月]掲載の拙訳「Y.C.ザルカ「寛容、あるいは共存の仕方：新旧の問題点」参照)。
- (7) この語は現代においても「耐性」「(許容)誤差」などの意味を保持している。
- (8) Cf. *La tolérance*, Textes choisis & présentés par Julie Saada-Gendron, Flammarion, Paris, 1999, p.15.
- (9) Cf. *Dictionnaire du français classique*, par Jean Dubois, René Lagane et Alain Lerond, Paris, 1971, p.535.
- (10) この点については、1690年に初版が刊行されたアントワーヌ・フルティエール (Antoine Furetière) の『汎用辞典：一般的なフランス語の古語・新語及び学問・芸術用語をすべて収録』(*Dictionnaire universel, contenant généralement tous les mots français, tant vieux que modernes, et les termes des sciences et des arts*) の1727年版、TOLERANCEの項を参照。
- (11) Labrousse, op.cit., p.212-213.
- (12) *Les fondements philosophiques de la tolérance en France et en Angleterre au XVIII^e*

siècle, Tome I , p.IX.

- (13) 前出、野沢訳『寛容論集』、755頁。以下、同巻からの引用に際しては、野沢訳と略記。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 木崎喜代治『信仰の運命 フランスプロテスタントの歴史』、岩波書店、1997年、26頁。
- (17) 同上書、25-26頁。
- (18) *L'Édit de Nantes, établi; présenté et annoté par Daniel Thomas, commenté par Jean-Louis Bourgeon, Éditions héraclès, 1998, p.9.*
- (19) *Ibid.*, p.10.
- (20) 「龍騎兵」については、木崎、前掲書、109-112頁参照。
- (21) ヴォルテール自身、『ルイ十四世の世紀』第三十六章で次のように描写している。「一六八四年の終りと、それから、一六八五年の初め、つまり、ルイ十四世が、軍備は相変らず充実しているし、近隣に、恐るべき国など、一つもないという状態にあったとき、都市といわず城館といわず、およそ新教徒の最も多く住む場所へは、軍隊をもれなく派遣する。竜騎兵は、当時、軍規が相当に怪しく、行過ぎも一番多かったので、この弾圧は、『竜騎兵の襲撃』と呼ばれた。(中略) こうして、至るところで、教会堂を破壊し、地方では、武力に訴えて、改宗を迫っているとき、ついに、一六八五年十月、ナントの勅令が廃棄された。あの楼閣、四方八方から傷を受けながらまだ立っていたのが、完全に倒れたのである。」(岩波文庫『ルイ十四世の世紀』三、丸山熊雄訳、140-142頁)
- (22) *Les fondements philosophiques de la tolérance en France et en Angleterre au XVII^e siècle*, Tome I , p. X II .
- (23) Pierre Bayle, *Œuvres diverses*, Volumes supplémentaires II, éditées par Robin Howells, Georg Olms Verlag, Hildesheim・Zürich・New York, 1988, Nachdruck der Ausgabe Rotterdam 1686-1695, Première année, p.56.
- (24) P・デ・メゾー『ピエール・ベール伝』、野沢協訳、法政大学出版局、2005年、107頁、脚注H参照。
- (25) Cf. *Œuvres diverses* , Volumes supplémentaires II , p. X X X VI.
- (26) Cf. *Œuvres diverses* , Volumes supplémentaires II , p. X I .
- (27) *Œuvres diverses* II , p.583.
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*
- (30) 野沢訳、610頁。Cf. Labrousse, op.cit., p.221.
- (31) *Œuvres diverses* , Volumes supplémentaires II , Troisième année, p.130.
- (32) Cf. *Œuvres diverses* , Volumes supplémentaires II , p.XL II .
- (33) Cf. *Œuvres diverses* , Volumes supplémentaires II , p. XL.
- (34) *Œuvres diverses* , Volumes supplémentaires II , Troisième année, p.67.
- (35) *Les fondements philosophiques de la tolérance en France et en Angleterre au XVII^e siècle*, Tome II , p.333-335.

- (36) *Œuvres diverses* II, p.592.
- (37) *Œuvres diverses* II, p.583-584.
- (38) *Œuvres diverses* II, p.587. 聖書の各書名と各書の邦訳は、共同訳聖書実行委員会『聖書 新共同訳』（日本聖書協会、1987年）に拠った。新共同訳、315頁。
- (39) *Œuvres diverses* II, p.588.新共同訳、304頁。
- (40) デ・メゾー、前掲邦訳、112頁。
- (41) *Œuvres diverses* II, p.591.
- (42) Cf. *Œuvres diverses* II, p. X II.
- (43) Cf. *Œuvres diverses* II, p.584.

